

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 日農(統一派)

第四節 常東農民組織総協議会

日農第六回大会で、それまで本部の主流として運動方針原案作成に指導的役割を果たしてきた山口常任委員(常東委員長)が、大会混乱の責任者として「反省を求め」られ、運動方針は根本的に修正決定され、また役員も、従来の竹村書記長以下多数が更迭するにいたり、常東農民組合の去就が目されていたが、一〇月一〇日左の声明書が発表された。

(声明書要旨)

(前略)日農の全国大会は全国より五三〇名が出席してひらかれた。そのうち二〇〇余名、全参加者の約四割は常東よりの出席者によって占められていた。これは常東の農民運動が全国中で最大最強のものであることを明白にしている。この大会のはじめに各団体の祝辞が行われたとき、全学連代表の学生が、「この大会にはスパイがいる。それは常東の安東仁兵衛らである」と暴言を発し……日農の大会において他団体の者が祝辞のなかで、大会の正式代議員を侮辱し、暴行するとき非常識が許されるはずはない。……大会運営委員会は協議の末、「学生の祝辞は不当である。この不当は陳謝させ、改めてやり直しをさせる」との決定を行った。(中略)

常東農民組合を旦那衆の組合だとは誰におしえられたのか。教えた者こそ常東の敵に立つものであり、常東の闘っている売国反動勢力の味方である。(中略)二日目の午後三時常東は数名の代表を残して農林省に赴いた。これは出発まえからの計画である。村の問題で農林省と交渉の必要があり、そのためにも村民のカンパをうけて上京したのである。この事情は予め日農総本部に話し当日も大会運営委員会に申し入れておいた。この予定の行動を会場では騒ぎ立て、「山口委員長の反省を求める」との大会決議を行ったのである。事情も調査せず、大会は一方的態度をとった。退場というが、第二日目に欠席したところは数府県あった。常東では代表を残していた。それなのに何故常東だけがそれほど問題にされるのか。

運動方針については、常東は本部案を大体において支持した。常東に反対の人々は「農民運動は現在発展している」と云う。常東は「発展する条件はあるが、現在はまだまだだ。だから研究し努力する必要がある」と主張した。どちらが正しいか。この大会には関東の府県から一千名を動員する計画であった。ところが、実際には常東をのぞくと全関東で動員されたものはわずかに百数十名であり、本当の農民はさらにその何割というところだ。また運動は発展していると主張した諸君が、今回の総選挙に立候補してわず

か数千の票しか得られず、とくにその強調した山林闘争地帯の票はとりわけ少なくなっている。(中略)

全国大会によってつくられた日農中央常任委員会には、一カ村の組織ももたず、一村の農民指導もなしえない人も選ばれている。これこそ日農の衰微をものがたる以外の何ものでもない。……光栄ある伝統を有する日農の権威は失われた(中略)。常東農民組合はますます広汎な常東の農民大衆のものとならなくてはならない。常東農民組合を守るものは常東の農民大衆である。常東本部はこの際全組合員の奮起を求めると共に旧組合にも呼びかけ、さらに新たなる農民諸君、農林労働者、失業者の諸君にも広く参加を希望している。常東農民組合は農民解放のため、祖国の独立と平和のため、そして日本農民運動の正しい発展のためにあくまで闘いつづけるものである。

昭和二七年一〇月一〇日

常東農組のこの声明、ならびにに山口委員長の総選挙「立候補断念の辞」が発表されるや、日農兵庫県連常任執行委員会では一〇月一四日、つぎの声明を発表して反対を表明した。

(声明書要旨)

われわれは常東の「声明書」および山口君の「立候補断念の辞」の内容のすべてが光輝ある第六回大会の決定をヒボウしたものであり、最も悪質な分裂策動を企図したものであることを確認した。彼らの分裂行動こそアメリカ帝国主義者の利益と一致したものであり、占領支配にとって最も好ましいものである。常東の諸君！革命的伝統をアメリカの手先に渡すな。日農の旗を守って闘いぬこう！山口君とその一派を放逐しよう！（後略）

日農兵庫県連常執委

同じく一八日には、栃木県連が、常東農民組合に対し「第六回大会の決定に従い、統一を守って農民の利益のために共に闘おう」という趣旨の声明を送し、年を越えた一月二七日には、日農常任中央委員会の声明がなされた。

(常東農民組合に対する声明)

一、一二月二〇日常東農民組合第八回大会が開かれるに当り、日本農民組合常任中央委員会は一二月六日声明を發し常東農民組合の一部幹部諸君の日農第六回大会以後の行動は明らかに分裂的行為である点を指摘し、日農の新方針によって農民の共通の要求を統一して闘うことを訴えた。われわれはここに再び常東の農民諸君が日農の方針によって全国農民とともに闘われんことを訴えなければならない。

すなわち常東農民組合の一部幹部諸君が不満としている日農一九五二年度の運動方針は、昨年八月全国農民の代表者によって満場一致で採決されたものであって、これこそは日本農民が闘いすすむべき道であること、全国農民代表によって民主的に決定された方針を尊重し、無条件に実践するなかで不十分な点を補いさらに豊富にしていくこと、これこそ農民の戦線を統一して労働階級と農民の同盟を強め、平和と独立と民主主義を闘いとる道であり、大衆団体の民主的ルールであることを明らかにした。

さらに一月一五日の常東農民組合拡大執行委員会において一部幹部諸君が日農第六回大会の決議を無視し、大会で採択された方針を否定する常東独自の運動方針のもとに、常東の農民諸君を指導した全国の農民運動に影響を及ぼそうという意図を表明したことに対して、われわれはその行動がたんに大衆団体としての日農の統一を破るばかりでなく、日本の農民戦線を分裂させ、客観的には内外反動勢力に奉仕する結果になることを指摘した。われわれは常東農民組合の大会が、このように一部幹部諸君の意図によって指導せられるならばただに常東の農民諸君を全国の労働者、農民から切りはなし孤立せしめ反動的な諸勢力のなかで、一層困難な状態におとし入れるだけでなく全国農民の闘いに損害を与えることを憂慮し、その誤りを率直に認めて、常東大会を農民戦線統一の大会にすることを希望し忠告した。

二、しかるに山口委員長及び一部の幹部諸君は、われわれの心からなる忠告を無視し、常東大会において、公然と日農をひぼうして、常東農民諸君と全国農民とをきりはなそうとつとめ、さらに第六回大会に於て決定された日農の運動方針を否定する運動方針を採用せしめて客観的には敵を利する分裂行動をさらに一步すすめたことは全く遺憾である。

すなわち全国的に力強く再建されつつある日農に対して、山口委員長は「日農はほろびつつある」と事実を反した規定を下して全国で闘っている農民を侮辱し、常東の農民諸君をギマンし、現在全国的に日農に結集しつつある農民の闘う実態をインペイして、常東の農民諸君を全国的農民組織である日農から切りはなそうと努めた。このことは常東大会において「全国農民の組織である日農から離れては闘えぬ」という農民の痛切な叫びを無視したことでも明らかである。

三、現在内外反動勢力は日本を侵略戦争の基地とし、農民を安上りの軍隊に仕立てあげられるために狂ホンしている。

吉田政府は農地法の改悪、農業団体の戦時的再編成、さらにギマン的食糧増産計画等々、あらゆる反農民的政策を行い、寄生地主勢力を強化して軍国主義の復活をたくらんでいる。これに応じて、札つきの分裂策謀家である平野、川俣、三宅等は新たに農民組合総同盟を結成して農民戦線を分裂させ、日本の農民を内外反動に売りわたそうとしている。これは労働戦線における新総評を結成しようとする策動と相応ずるものである。このときに当ってわが日農の革命的農民運動の戦線から脱落しようとすることは本質的には総同盟と同じであり、全国の農民を内外反動に売りわたそうとする悪質な分裂主義者の反国民的行動を助けるものである。

四、日農常任中央委員会は以上述べたような常東農民組合の一部幹部諸君の敵を利する分裂行動は真に統一を望む常東の農民諸君の意志に反し、さらに常東の農民諸君とかたく結んで闘うことを望む全国農民の意志に反する分裂主義者の行勸となり終わることを忠告する。

われわれは全国の闘う労働者ならびに農民諸君が、常東の農民諸君と手をたずさえて闘うことを望み、常東の農民諸君も必ずや全国の労働者、農民と固くむすんで闘うことを望んでいるものと信ずる。

その故にわれわれは常東の農民諸君に対して、わが日農と統一して闘われんことを

強く要望し、さらに山口委員長はじめ一部の幹部諸君が一刻も早くその誤りを改め、全国の農民と固く手を結んで農民解放の闘いに献身されんことを要請する。

右声明する。

一九五三年一月二七日 日本農民組合常任中央委員会

さて常東農民組合はこの年の一二月二〇日茨城県鉾田町で第八回大会を開催した。この大会が従来とことなる特徴を示した点は、各種農民組織の総協議会として開かれたことと議案はすべて各町村の農民組織の提出により、本部はこの四五〇余件の要求と問題を整理するという方式をとったことである。かくて討議の結果、新規約を決定し、名称も常東農民組織総協議会と改められた。これは、日農第六回大会の執行部原案にあった組織方針を常東に適用したものである。すなわち規約の第二条には、「本協議会は各町村の農民組織協議会および町村内の諸運動の各種組織をもって構成する」と規定されている。

大会で決定された運動方針はつぎの通りである。

(常東農民組織総協議会 農村の情勢と農民運動の方針)
—常東農民組合第八回大会決定

1 情勢について

(1)農村の情勢はすべての面で昨年度よりも一層窮迫してきている。農家は金づまりがひどく、道路、河川は荒廃し、農地は酸性、老朽化がはげしい。農地移動の増加、甘藷、菜種などの農産物価格の下落の状況をみても、農民のくらしは本格的な行きづまりに入ってきたものである。仕事がなく、土地がないと言った問題もさらに深刻になった。また、反動勢力の復活はより目立ってきている。

現在、農村に存在する諸問題を、便宜上その直接の相手(敵)をもとにして分けると、大体次のようにあげられる。

(イ)地主勢力によって圧迫されているもの。

土地取上、薪炭採草地、小作料、宅地、農業用施設の解放、山林、干拓地の解放、水利。

(ロ)政府、県、町村当局によってうばいとられ、あるいは圧迫されているもの。

低米価、供出、農産物検査、地方税、県税、国税、国有林の解放。

(ハ)政府、県、町村の支出が圧縮されている結果、その実行ができず、あるいは農民の負担を過重にしているもの(政府、県、町村は直接税、間接税あるいは低米価供出によって農民からしぼりあげていることからだけでも当然支出すべきであるのに)。

土地改良、治水、災害復旧、道路の改修、新設、河川、橋梁の改修、干拓、病虫害防除、農業共済、各種の補助金、生活保護、保健衛生、教育、諸寄附、金融。

(ニ)巨大資本あるいは業者によって直接圧迫され、しぼられているもの。

肥料、飼料、電気、農産物価格、労働賃金、澱粉汚水、

(ホ)米軍およびその傭兵保安隊によるもの。

軍事基地化による諸問題、漁業の侵害。

(ヘ)その主なもの(以上の、諸原因の結果おこったものであるが)。

失業、農業手形、借金、農業技術、官公庁および各種団体の不正、民生化問題等々。このような諸問題は、本質的には統一されているものであるが、あらわれてくるかたちはそれぞれにあるいは組みあわされておこっている。

地主は、農地改革によって弱化した、なお山林、未墾地などの解放をとざし農民を抑え、部落の生活、慣習までをおくれた隷属状態にしぼりつける力となっている。また県、町村役場などと結んで政府の農民いじめの手先ともなっており、さらに各種の事業

者として転生し、その力を張っているものもある。

町村役場は、自治体の役場の名にそむいて政府、県の下請機関であり、事実上供出、徴税の事務所となっており、さらにまた徴兵事務所になろうとしている。政府、県とつながるところの町村役場はアメリカ及び日本の大金持たちが農民を支配し、しぼりとるための機関である。また食検事務所、税務署、専売公社支所、土地改良事務所、警察署などさらには農業委員会、共済組合まですべて同じ目的でつながっている機関である。農業協同組合は自主的な農民の団体という立場を全くはなれ、政府、巨大資本の下請機関の役割をはたし、業者の手先団体とも化している。またそれらの諸機関はその手先としての農村のボスをつくっている。

このように、(農村に、なお半封建的な諸関係がつづき、そこに、さらに内外独占資本(アメリカおよび日本の大金持)従属する国家機構による直接のしぼりとりの支配の制度が強化されている。

(2)現在、吉田政府は、アメリカの命令にしたがって、「再軍備」を一段と強化してきた。そして国民の言論、団結、行動にたいする警察の圧迫をつよめ、国内における軍国主義勢力の復活も助成している。再軍備は、農民の各種の負担をますます重くし、また当然支出すべき農業に必要な土地改良、補助金などの政府、県、町村の予算支出を一層へらしてくる。さらにそれは農村における軍国主義勢力の基盤をつくるため地主、ボスの反動勢力を養い、また農村を窮乏化させて青年を保安隊の兵士にかり立てようとする。

農産物価格の下落は、肥料、電気、農村必需品、運賃などの独占価格との差を一層大きくし、農村の窮乏をはげしくした。農村の金づまりは税金の滞納と借金を増したばかりでなく解放農地の売買をさえ生みだしている。こうしたなかで、農村に仕事はなく、土地は手に入らないと云う状態は、平和産業の不振と相まって、農家の二三男、帰農者その他の失業問題を深刻にしている。

「再軍備」の政府は、農民支配の力をさらに強める必要から農業団体の再編成を行い、農地法を改悪して地主、ボスの農民圧迫をつよめ、さらに食糧増産五カ年計画による土池改良、耕種改善などの補助金や農産物価格安定法などで、農民ごまかしをやる一方、そこで、また農村ボスをつくり、自己の手先として役立たせようとしているのである。

農村におけるこうした情勢は、都市における労働者、市民の窮迫化、中小企業の不振、国民に対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)略 2 活動方針について

(1)問題と要求の調査 現在の農民にたいする圧迫としぼりとりは、前記のようにいろいろなかたちや複雑な方法で行われている。したがって農民はそこにあるしくみについてよく知ることが必要である。そのしくみと、そこに起る個々の問題とその内容を知る事によって、どこになにを要求するかが明らかになってくる。

現段階においては、表に現われている要求だけについて闘うのでは不十分であり、それでは農民の諸問題を充分にとりあげることにはならない。ここにおいて、現在では各町村において農民の諸要求や諸問題にたいする調査と啓蒙活動が必要となっている。そのことが農民運動を現情勢に即応させ、発展させる集一步である。

(3)全農民の問題をとりあげる 数多くの問題をとりあげるにあたってはまず大衆のもっとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるが、土地も少く、仕事もないと云った人々の問題はとくに重要視しなければならない。その人々は生活がもっとも苦しく、またその要求は農村にある土地所有から生活、慣習にいたる半封建的諸関係にたいしても徹底して闘うもので、農村の基本的課題である、民主主義実現の中心力となるからである。

しかし、現在の農村は直接、国家機構によってあらゆる農民が圧迫され、しぼられているので、大山林地主、また役場などとむすんでいる悪質ボスをのぞいた農民各層の諸問題をすべてとりに上げることがきわめて大切になっている。

広汎な農民層の諸問題をとりあげることなしには、農村の民主主義実現もなしえない。これが現在の農民運動における特徴であると云える。

なお、再軍備による直接の犠牲が青年におよび、二、三男問題が深刻になっている現状では、とくに青年の諸問題をとりあげることが重要になっている。

(3)要求の啓発 略

(4)運動のかたちとすすめかた 農民の諸要求を実現するための運動をおこしすすめるに際しては、従来の一定の型に入れることなく、要求と諸事情によってそれぞれ、〇〇期成同盟、××組合、△△会などとまとめ、その農民の自発的動きを高め、発展させるに自然な形態をとることである。

また運動はその幹部の請負運動にすることなく、あくまで大衆の自発的意見と行動をもとにして展開されなくてはならない。

(5)全農民の戦線統一 ある要求を実現するために、運動をすると云うことは、農民が自覚し団結してその敵と闘う状態である。町村の大多数の農民がつねに闘う状態になるならば農民のもつ力は強化され、反動地主にたいする町村内の包囲網ができるし、政府その他にたいして要求貫徹のため税金不納同盟などの戦術がとれるし、また攻撃にたいする大衆的自衛の闘争も行いえて、諸要求の実現は有利となる。

だから、一町村において、各層、各部落に数多くの運動をおこし、そこにできたまとまりをつよめ、その多くのまとまりを連合させ、さらに運動を次々とつみかさね、全農民を自覚し、団結して闘う状態に向上させることを目標とすることが大切である。それが全農民の戦線を統一するということであり、それは各層、各部落のそれぞれの運動によって生まれた諸組織(いろいろなまとまり)の協議会としてつくられる。

その町村の諸組織の協議会は、それぞれの運動(またそこにできた組織)の間の相互援助、協力、また共通する問題についての同一行動をとる必要によって成立するのだが、なお農民の各要求の運動は結局すべて同じ敵(相手)に向かっているところに、むすばれ統一される根本的な基礎がある。

(6)労働者、農民などの協力 農民の戦線を統一することは当然さらに農村にある労働者、漁民、一般労働者、商工業者などとも直接の協力関係をつくりだすことに発展させら

れなくてはならない。それによって、農民の力はより強められる。

全農民の戦線の統一である町村の諸組織の協議会は、また労働組合、漁民組合、教員組合、民主商工会などと何らかの連絡と協力の機関をつくる必要がある。

(7)積極的な人々のグループ 略

(8)組織のかたち 本大会におけるその規約改正によって明らかにされたように常東農民組合の性格は、その新しい正式の名称の如く、常東農民組織総協議会である。

町村の単一組合としてつくられていた従来の支部組織は、その町村の実情と新しい運動の展開に応じて、従来の日農活動でつくられている団結をくずすことなく、漸次、町村農民組織協議会として、その内容および形式を発展させる。その場合支部幹部は当然協議会の中心になろうし、また積極分子のグループにもまとまることとなる。町村農民組織協議会は、言うまでもなく町村内の農民の諸要求をたたかうところに生れた多くの組織や運動(そこには一時的にしる何らかのまとまりがある)の連合である。

町村の協議会は常東農民組織協議会に参加する。町村内の多くの組織は町村の協議会に参加すると共に、当面は多くの場合その運動の必要から常東総協にも直接の関係をもつかたちがとれる。

このそれぞれの参加の場合、注意することは、その発足と共に参加を決議しうるものは問題ないが大衆の自発的動きとそれに適切な自然なかたちの組織を尊重するという運動原則から、機械的に参加決議をおしつけることなく、当初運動のおこるのを援助、指導し、そこに協力の関係をもつことから漸次高めるようにしなくてはならない。

(9)意識の向上 一つの運動が行われるのは、そこでの要求を実現させることに直接の目的があるわけだが、それだけでなく、さらにその要求のもっている意義を大衆が運動の経験のなかでふかく理解するところにも目的をおくべきである。

例えば、町村税を減額させる運動は、その目的が減額の実現にあるのだが、また町村役場は民主的な、町村民の機関ではなく、政府の命令によって動いている徴税事務所である本質を大衆が認識し、さらにその徴税は再軍備のためのものであることを大衆が理解するところにもあらねばならない。

そうすることによって農民大衆は向上する。すなわち農民を圧迫し、しぼり取る制度を理解し、そこにある敵を知り、農民の政治的意識は発達する。そうした農民の意識の向上は運動をより強め、拡大し、また低い要求から高い要求の運動に発展させるのである。

そこで農民は農村の半封建的な諸関係を根底からなくし、民族の独立を達成し、平和をまもるものの必要を理解し、その運動に立ち上ることを自覚するにいたる。

(10)国民戦線 農民のあらゆる要求は、究極には平和と独立と民主主義をもとめるものにつながっている。ここに全農民が団結できるし、なくてはならない基礎がある。それだけでなく、農民が労働者階級と同盟し、さらに国民の大多数と提携する必要を生じさせている。

農民の一つ一つの要求実現のための運動は、また、そうした平和を守り、独立を達成し、民主主義を実現するための国民戦線をつくる方向にむかって進められなくてはならない。それは平和をのぞむ世界人民のすすむ道と一致するものである。

大会スローガン(抜粋)

- 一、土地取上反対。小作料の引上げ反対。
- 一、薪炭採草地と宅地、農業施設の解放。
- 一、山林、未墾地、小作地、干拓および水利権を解放しろ。
- 一、すべての耕地に土地改良を行え。その費用を全額国庫負担せよ。
- 一、治水、災害復旧の予算をよこせ。
- 一、増反、入植のため干拓造成の予算をよこせ。
- 一、水害のもとになる荒廃河川、堤防を改修しろ。
- 一、開拓農家の非助成をなくし、助成金額を増加しろ。
- 一、軍事基地による土地取上げ反対。漁業の侵害反対。
- 一、零細農家に農業手形を使わせろ。
- 一、土地改良、農業土木をおこし、失業者に仕事を与えろ。
- 一、農村労働者への一般労働法規の適用。賃金値上げ。
- 一、農民運動に対する干渉と弾圧反対、破防法ふんさい。
- 一、労働者、農民、市民、知識人、中小工業者による国民戦線の結成。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
